第5章 整備基本計画(第1期)

1. 調査計画

(1) 確認調査計画

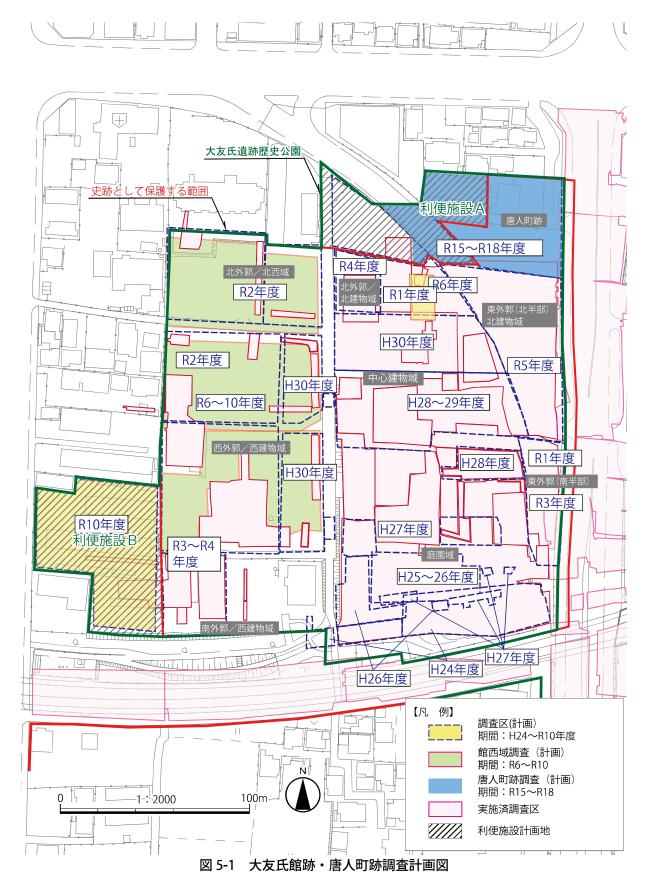
大友氏館跡の発掘調査は、平成 10 (1998) 年度にはじまり、令和 6 年 (2024) 3 月末現在において 50 次まで達し、調査を実施した面積は延べ約 45,000㎡を超える。その結果、令和 2(2020)年度に供用が開始された庭園域をはじめ、中心建物域及び北・東外郭を含めた館跡東半、南外郭を中心に、戦国時代の遺跡の様子が明らかになってきている。館跡西半については、館跡東半と比較すると調査面積は少ないが、西側外郭の一部や掘り込み整地の上に礎石建物が広がるといった状況が確認されるなど、一定の成果を得ている。今後は、館北西域の遺構分布や場の特徴、公有化以前に集合住宅等が建築されていた地点の遺跡の残存状況の把握が課題である。

大友氏館跡の北東部に位置する唐人町跡は、これまでの発掘調査等の成果から、遺跡が良好に保存されていること、島津侵攻を挟む前後の時期で町屋の様相が変化することが分かっている。しかし、唐人町全体の姿を理解し、表現するには不明な点が多く、今後、計画的に確認調査を実施する。具体的な大友氏館跡・唐人町跡等の確認調査計画は、図 5-1 に示すとおりである。令和 6 (2024) 年度は、館跡東半北の地点において、大友館北側の町屋域から大友館までのつながり・北外郭及びその周辺域の空間構造の把握を目的とした調査を行う。その後は、西建物域や北西域エリアで確認調査を実施し、既存調査とのつながりを含めた遺構の広がり・性格・時期を把握する。唐人町跡は、令和 15 (2033) 年度以降、実態構造を解明すべく確認調査を計画する。また、令和 10 (2028) 年度は大友氏館跡西側の利便施設 B地点の発掘調査を実施する。利便施設用地は、ガイダンス施設や駐車場等の整備が予定されている。そのため、敷地全体を対象に遺構の広がりを把握するとともに、ガイダンス施設等の整備計画を照合し、現状での保存が困難な場合は記録保存を目的とした発掘調査を行うこともある。

各地点の調査の過程で、重要と判断される遺構が確認された場合は、保存管理計画に従い適切な保存措置を講じ、速やかに公開する手法を検討する。

(2) 報告書刊行

大友氏館跡の確認調査報告書は、外郭構造の概要と館跡の出土遺物の基準資料を掲載した『大友氏館跡 1』、庭園域の成果をまとめた『大友氏館跡 2』、中心建物域について収録した『大友氏館跡 3』と各エリアの史跡整備を念頭に刊行してきている。これまで実施した館跡東半の東外郭・北外郭(令和元・3・5年度、令和6年度の調査予定地)とこれまでの館跡西半の全調査成果をまとめた『大友氏館跡 4』を令和7(2025)年度に刊行する。また、唐人町跡は整備基本設計に着手する前年度まで、利便施設用地の調査報告書は、両地点の調査が完了した段階で実施することから、令和12(2030)年度以降の刊行を予定している。



2. 遺構保存計画

遺構保存は、調査等により保存すべき対象と規模・形状、遺存状況を明らかにし、破損の状況に応じて保存措置を施した上、保護盛土、排水、止水・防水、洗掘防止、防根処理などの措置を講じることである。

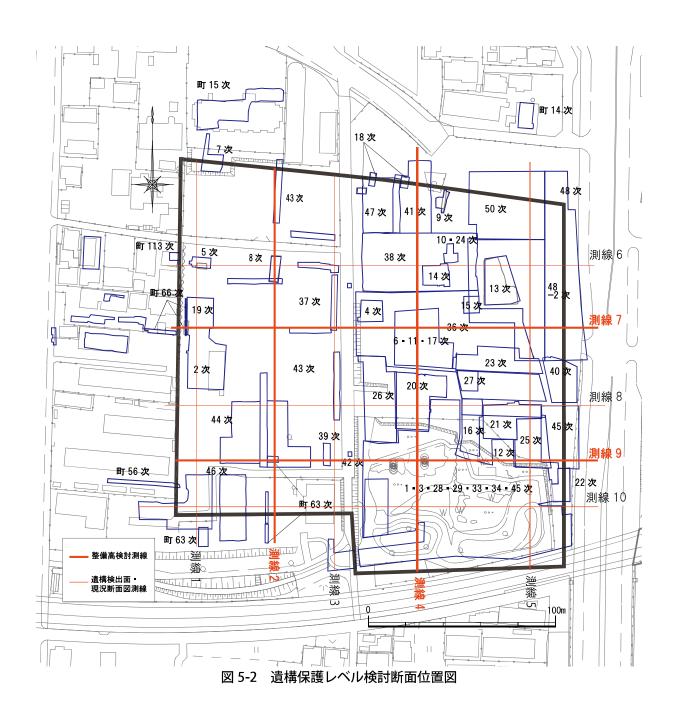
大友氏館跡は国指定史跡であることから、発掘調査により検出された遺構を将来にわたって確実に保存することを第一義とする。そのため、調査終了後は遺構全体の保護と遺構面が近いことを表示する役割を有した保護砂を厚さ 0.2 ~ 0.3 m程度敷設し、その上面は適切な厚さで被覆土を施し、遺構の保存を行っている。

これまでの確認調査により、中心建物部分や東外郭の一部では最も高い検出標高が 5.2~5 m付近で分布することが判明している。また、中心建物域とその周辺は 15 世紀代の盛土整地や江戸時代以降の土地利用の影響により検出標高の差異が大きく、遺構検出面の起伏変化が著しい。そのため被覆土の厚さも一定しておらず、現地表面から遺構面までの深度は 0.5~ 0.6 m程度と浅い箇所も認められる。

今回の改訂にあたり、大友氏館跡に 10 カ所の測線を設定し、現況及び遺構検出、旧地形推定断面図を作成し、特に主要となる測線を基準として整備計画高を示している。「令和 5 年度版」では中心建物地点の整備高は 5.8 m、東外郭域は基盤が 5.5 m、館西域は概ね 4.9 m(南西域は盛土整地エリアがあり 5.4 m)を目安とした。復元する建物や施設の建築構造上必要となる盛土厚等の詳細については、基本設計時に整備方針や条件整理とともに、遺構の保存と整備が完了した庭園域や周辺との景観バランスを鑑み、精査・検討を行い、決定する。外郭等の遺構は、現況地表面から浅い深度で積土状遺構が検出される地点があるため保存・整備にあたっては工夫する必要がある。

整備上、上水道・下水道・電線管といった地下埋設物の設置が必要となった場合、地下埋設物の最小土被りで 0.6 m以上が基準であるため、遺構検出面を毀損することがないよう、配管の位置や経路を設定する。

北建物域や西建物域については、遺構配置を平面的に表現する遺構表現ゾーン及び緑の広場としての整備を計画している。来訪者の見学に影響がないよう、公園管理の観点から排水施設等の設備が想定される。施設の設置にあたっては、遺構の保存を前提とした深度と工法を選択し、整備を実施する。



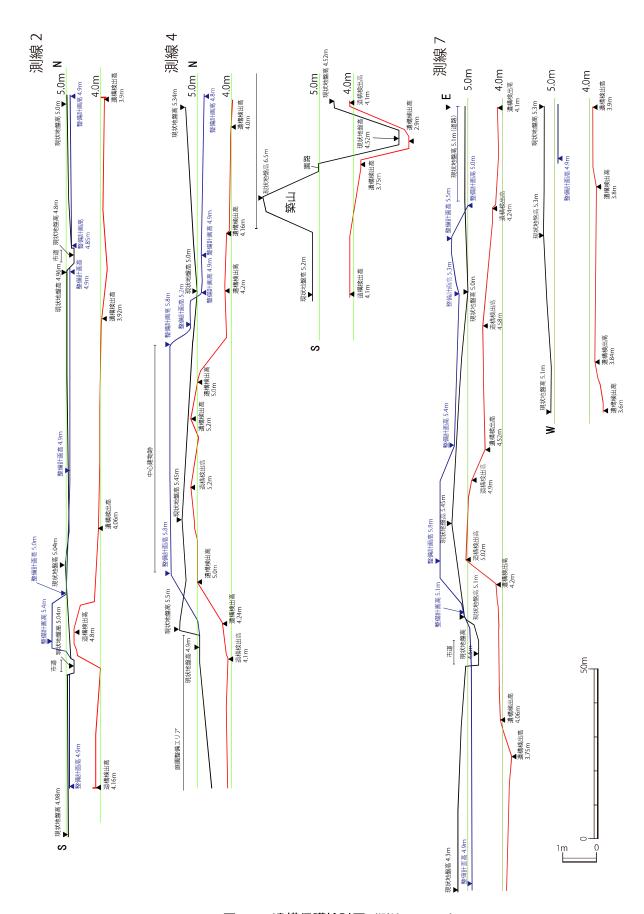


図 5-3 遺構保護検討図(測線 2・4・7)

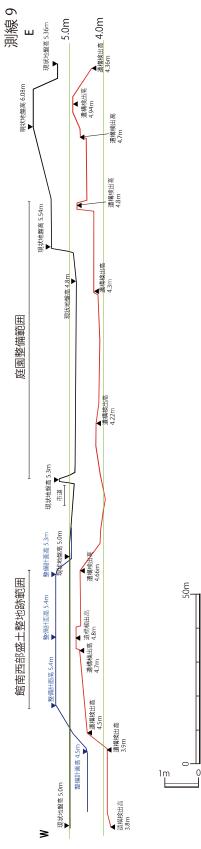


図 5-4 遺構保護検討図 (測線 9)

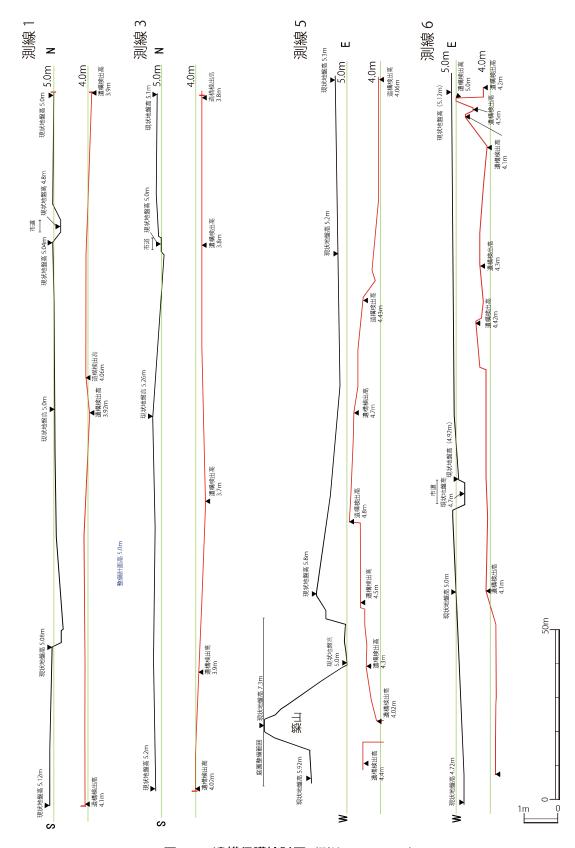


図 5-5 遺構保護検討図 (測線 1・3・5・6)

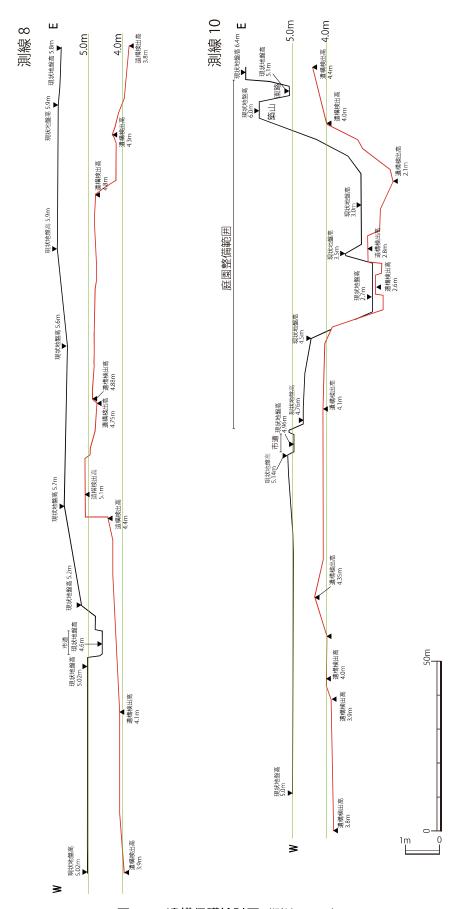


図 5-6 遺構保護検討図 (測線 8・10)

3. 遺構復元計画

大友氏館跡は、「北部九州、西国の戦国時代史の重要な中心地の一つであり、方二町の室町幕府の規範を遵守する守護館の典型を示す」(「月刊文化財」平成13年7月号)と評価されている。館の変遷は I ~VI期に区分されるが、整備にあたっては、この館の本質的な価値を最も特徴的に示すと考えられる最盛期の館 V 期(1573-1586年頃)の遺構を復元対象としている。

庭園域においても、館V期段階の池状遺構などの整備を実施し、令和2年(2020年)6月から一般公開を行っている。今後の庭園域以外の整備についても、これまでの整備基本計画における中心建物域などの各ゾーニングの復元方針に基づき検討していく。

整備基本構想の中で整備においての重要な視点の一つに「史実に基づく理解が得られる歴史公園とする」とあり、建物の復元においては、考古学、文献史学、建築史などの多彩な学問分野との学際研究の蓄積を十分に踏まえ、現時点での各分野の研究の到達点を具現化し復元を行う。現地での実物大模型の建設といったコンセプトで進めていく。これにより、多くの市民の意見を取り入れた大友氏館跡の整備活用方針の基本としている、空間体験や臨場感を大切にした活用を実現でき、「郷土への誇りや愛着の醸成」「大分の歴史的財産としての認識・共有」が促進され、歴史遺産としての価値が向上するものと考えられる。

(1) 中心建物域の復元整備

中心建物域では、「大友氏遺跡のシンボル空間としての復元整備を行う」という 基本方針に基づき、学術的に可能と判断される建物遺構について積極的に復元を検 討する。主殿と考えられる建物跡を中心に、周辺に分布する関連建物跡、区画溝、 かわらけ大量廃棄土坑、塀などの遮蔽施設と考えられる柱穴列、門跡などを検討対 象とする。

以下は、中心建物の立体復元検討の基礎資料となる資料と復元の意義についての 説明である。大友宗家と庶家には多くの文献史料が残されており、特に「作法日記」 や「木砕之注文」といった史料は歴史的文化的価値を高める上で非常に重要な手が かりとなる。

「作法日記」には当時の大友館での年中行事が詳細に記載されており、当時の館内の様子を知ることができる貴重な史料である。発掘調査では、「作法日記」に記された年中行事の舞台となった中心建物跡の礎石痕が確認され、建物の平面プランを推定することが可能である。また、行事・儀式で使用されたかわらけが廃棄された土坑が中心建物跡の周辺に集中して確認されている。このような文献史料と発掘調査成果がセットで確認できる事例は戦国大名館では稀であり、守護系大名の館では断といっても過言ではない。大友館は室町将軍邸を規範にしており、文献の内容から、儀式・儀礼も基本的には室町将軍邸のものに倣って行われていることが知

られている。また、館内で大量に出土する「京都系かわらけ」と呼ばれる遺物は、こうした点を具体的に示している。これら、調査成果を基に、大友館での年中行事や儀式を再現することで、室町将軍邸を規範とする守護館の典型性を具体的に示すことができる。当時の再現をすることで、来訪者が大友氏館の歴史的価値を正しく理解し学ぶことが期待され、史跡活用の大きな意義を達成できると考える。

建物の立体復元に関しては、これまでの発掘調査において、建築部材等の出土はないため、建物復元に向けての意匠や寸法等の検討材料として、「木砕之注文」や他同時代史料、さらに当時に近い年代に建築された現存寺院の本堂や方丈の中で、住宅建築と判断されるものまで含めて幅広く検討を行いっていく。

中心建物域で検出されている遺構には、建物遺構のほか、溝やかわらけ廃棄土坑、 井戸跡等もある。これらの遺構も大友氏館を理解するうえで重要な遺構であり、全 体プランニング等を考えながら、積極的に平面表示や立体的な復元も含めて検討 し、整備を行う。

(2) 中心建物域以外の整備

また、大友氏館内の敷地は、発掘調査結果により全面が平坦ではなく、空間毎に地表高に差があることが判明している。この段差については各空間の機能の違いを表現していると考えられることから、整備で表現できるよう努める。さらに、中心建物以外の建物遺構のうち、立体復元が困難なものについては、平面表示やそれに伴う掘り込み整地の表現等により、その規模や位置関係が理解できるように整備する。また景観を阻害しないよう、便益施設等の設置も全体プランのなかで考慮する。館内西側のこれまでの整備基本計画で広場ゾーン、遺構表現ゾーンとしているエ

リアに関しては、広場としての機能を維持しつつも、大友氏館にとって重要な遺構

(3) 外郭施設の復元

と判断された遺構については表示に努める。

東外郭の築地跡、北・西・南西で確認された2条の溝と積み土によって構成される土囲廻塀については、館の北東部分と南西部分を立体復元検討の対象とし、他の部分については平面表示や植栽による位置表示などを検討し、大友館の広大さを理解できるよう整備を進める。また、東外郭となる築地塀は、館の表玄関であることから、可能な限り積極的に立体復元を検討する。

東外郭に付属する門跡と推定される掘り込み整地については、礎石痕は後世の削平により確認できないものの、掘り込み整地の規模や築地との位置関係から当時の門構造の推定がある程度可能である。また文献史料により館に出入りした賓客や家臣について把握し、こうした門から出入りする人物の階層の仕分により、検出している3つの門の格式の差を類別することが可能性である。こうした点を考慮し、他事例との比較や考察により門の形式や構造等を十分検討した上で、門遺構の立体復元を目指す。

(4) その他

唐人町跡の調査では、町屋の跡が確認されている。整備に先立ち、全域の発掘調査により建物跡の全容を確認し、歴史資料などを参考にしながら建物復元の検討を行っていく。建物の復元が難しい場合でも、唐人町特有のまちなみを体感できるよう、公園や施設の整備について関係者と協議を行っていく。

(5) 復元整備の基本方針

以上が大友氏館跡第 1 期整備完了に向けての復元整備に関する基本的な考え方である。現状での検討状況を踏まえた対象遺構についての内容と復元整備に向けての考え方について、表 $5-1 \sim 3$ にまとめた。特に表中には、復元整備に関する方向性を A から D の 4 段階で示している。各段階の考え方については下記のとおりである。

- A. 立体復元の検討を積極的に進める。また検討したうえで立体復元が困難であっても、平面表示または遺構表現を兼ねた便益施設としての活用の検討も含めて復元整備を目指すもの。
- B. 立体復元は困難であるが、平面表示や便益施設としての活用も兼ねた整備を 行うもの。
- C. 整備基本構想のゾーニング等により、立体復元の対象としないが、可能な限り平面表示等の検討を行うもの。
- D. 遺構の残存状況や遺構規模等が不明で表現も困難なもの。ただし概ね推定できる遺構はガイダンス施設等で模型やCGなどでの表現を検討するもの。

以上の考え方をもとに、復元検討を行うが、今後の調査研究等の進展による遺構 の再評価によって、段階の変更もあり得る点に留意が必要である。

また必要であれば、表に示す遺構の他、たとえば各機能を分かつ空間の境目等で 遺構として認識できない遮蔽物等の復元に関しても、全体景観を踏まえながら立体 復元を検討していく。

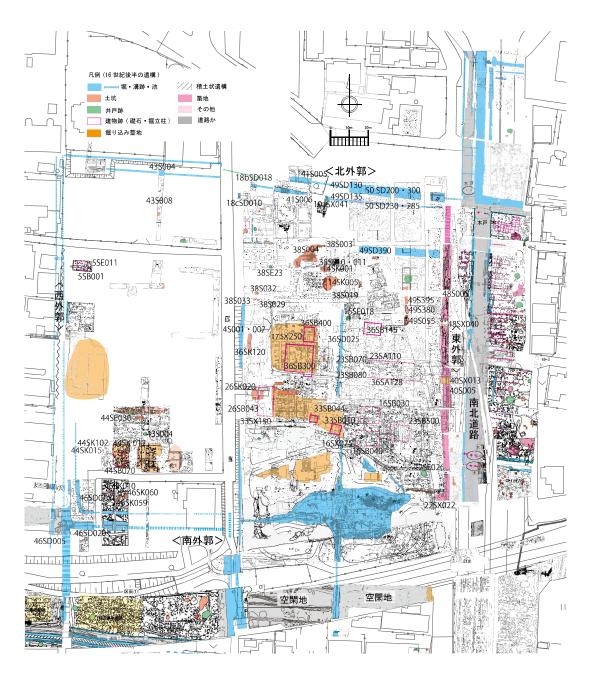


図 5-7 大友氏館跡 整備対象となる遺構配置図

表 5-1 整備対象遺構と整備の段階判定表①

整備ゾーニング	検出遺構 (遺構番号)	遺構種別	規模・特徴等	作法日記等から考え られる建物名称・機能	検討・検証に 基づく整備の 段階判定	各研究・検討
中物域建	36SB300 36SB400	礎石建物跡	SB300(東西8間半×南北8間半)、 SB400(東西3間×南北4間) 礎石の規模が館内の他の礎石建物に比べ大きい	『木砕之注文』に主殿の記述あり。	A	・大表 ・36SB300 の南側には馬乗りの庭 が隣接する
	36SB145	礎石建物跡	礎石が残存する箇所の南北列で6尺5 寸の3間、東西は4.5間	記録所	А	・遠侍 ・記録所(5間の長押より)
	33SB010	礎石建物跡	東西 5 m×南北 3 m	_	А	・番所 ・屋外で行う年中行事と関連
	33SB044	礎石建物跡	2間×2間 (3.94 m× 3.94 m) 礎石痕規模は大型	_	В	・井楼
	26SB043	礎石建物跡	詳細規模は不明であるが、最大で南北 18 m、東西 7 mの規模	対面所	В	・対面所 ・36SB300 等との配置関係から対 面所を構成する礎石と想定する
	16SA030	礎石建物跡	礎石列が南北方向に9間(約21 m) あり。礎石建物跡の一部か。 主軸方位はN -4°-E 礎石抜き取り痕等から複数棟あったと 推定される	_	D	・推定厩等
	23SA110	柱穴列	東西長約 26 m分検出 ピット間 10 尺、一部 7 尺距離あり	_	А	遠侍の大庭を隔てる塀及び大表へ の通路表示 柱穴は塀の控柱か
	36SA128	柱穴列	東西長約 31 m分検出 ピット間 10 尺、一部 6 尺 5 寸と 8 尺 箇所あり	_	В	・大表への通路と南側の空間を隔てる塀・柱穴は塀の控柱か
	23SA070	柱穴列(推定門跡)	柱穴 a 径約 0.4 m×深度約 0.2 m 柱穴 b 径約 0.5 m×深度約 0.3 m ビット間 6 尺 5 寸 ビットには焼土含む (島津侵攻に伴うと推定)	_	А	・よろひ門 ・満に平行して門の両側には土台 式の塀があったと推定される
	23SA080	柱穴列(推定門跡)	柱穴径約 0.4 m ビット間 6 尺 5 寸 23SA070 の前段階のものと推定	_	D	・よろひ門・溝に平行して門の両側には土台 式の塀があったと推定される
	17SX250	掘り込み整地	【最上位の掘り込み整地の規模】東西約23m+αm、南北約26m	_	А	中心建物跡に伴う
	33SX150	掘り込み整地	東西約 30 m + a × 南北約 10 m + a ×深度 0.6 m	対面所、舞台、楽屋	А	26SB043、33SB010・044のほか、 楽屋や舞台等に伴うと推定
	385X003 (245X010)	掘り込み整地	東西約8m+ α×南北約9m+ α× 深度(西側)約0.55m、(北東側)約 0.4m	納殿	В	納殿
	36SD025	溝跡	全長約 45.5 mの南北溝 最大幅約 0.8 m×最大深度約 0.5 m	_	А	溝に平行して、23SB070 の南北 に土台式の塀があったと推定され る。
	15SE018	井戸跡	長軸 3.4 m×短軸約 2.6 m×最大深度 2.5 m 素掘り状	_	А	-
	38SE023	井戸跡	14.5m + α × 2.2m × 1.2m + α 素掘り状	_	А	台所施設に伴う
	21SX220	埋甕遺構	東西 1.6 m×南北 2.7 m×最大深度 1.0 m 【掘り方形状】南北に長いやや不整形な 長方形	_	D	トイレ遺構か
	14SK001	廃棄土坑	東西 2 m + α×南北 1.4 m + α×深度 0.7 m	_	А	-

表 5-2 整備対象遺構と整備の段階判定表②

整備ゾー ニング	検出遺構 (遺構番号)	遺構種別	規模・特徴等	作法日記等から考え られる建物名称・機能	検討・検証に 基づく整備の 段階判定	各研究・検討
中心建物域	385K004	土坑	19 m + $a \times 6.8$ m + $a \times 0.3$ m + a	_	Α	年中行事等に伴うかわらけ廃棄
	38SK010 • 011	土坑	1.7 m× 1.1 m× 0.2 m	_	Α	年中行事等に伴うかわらけ廃棄
	38SK019	土坑	1.1 m× 1.0 m× 0.25 m+ a	_	А	年中行事等に伴うかわらけ廃棄
	38SK032	土坑	2.4 m + α × 1.3 m + α × 0.2 m	_	Α	年中行事等に伴うかわらけ廃棄
	385K033	土坑	1.5 m× 0.8 m + a × 0.1 m	_	А	年中行事等に伴うかわらけ廃棄
	38SK029	土坑	1.5 m× 1.0 m + a × 0.2 m	_	Α	年中行事等に伴うかわらけ廃棄
	36SK120	土坑	南北 10 m×東西 1.8 m×最大深度 0.55	_	А	年中行事等に伴うかわらけ廃棄
	26SK020	土坑	東西 3.9 m×南北 2.7 m×深度不明(検 出で留める)	_	Α	年中行事等に伴うかわらけ廃棄
	40SX013	掘り込み整地 (開口部)	東西 4.3 m + α×南北幅 3.2 m	_	А	大門
	48SX040	掘り込み整地(開口部)	東 西約4.1+ αm×南北約2.6m×深度0.4 m	小門	А	小門
	22SX022	掘り込み整地 (開口部)	東西長約 4.3 m + α×南北幅 3.6 m× 深度約 0.8 m	_	А	・上使が利用する門ヵ
	28 次積み土遺構	積み土遺構	粘土・砂・砂利の互層(固く締まる) 周辺の大部分は撹乱されており極一部 が残存していた。	「東之築地」	А	東外郭基礎部
	48SX005	東外郭に伴う整地	埋土は固く締まる 東西約 4.5+ αm深度約 0.3 m	「東之築地」	_	東外郭基礎部
	45SX040	東外郭に伴う整地	東西約 4.3+ a m×南北約 32 m×深度 約 0.2 m	「東之築地」	_	東外郭基礎部
	22 次硬化層	東外郭に伴う整地	南北長 6 m	「東之築地」	_	東外郭基礎部
	40SX100	東外郭に伴う整地	北側検出長約4m 南側検出長約10m 東西幅約5m(推定)	「東之築地」	_	東外郭基礎部
外郭域	49SD130	北外郭に伴う溝跡	検出幅約 5 m×最大深度約 1.5 m	「土囲廻塀」	Α	「土囲廻塀」外溝
	41SD005	北外郭に伴う溝跡	検出幅 2.4 m + a ×最大深度 1.6 m	「土囲廻塀」	А	「土囲廻塀」外溝
	7SD041	北外郭に伴う溝跡	検出幅約 1.0 m×最大深度約 0.4 m + α	「土囲廻塀」	А	「土囲廻塀」外溝
	49SD135	北外郭に伴う溝跡	検出幅約 1.3 m×最大深度約 0.7 m	「土囲廻塀」	Α	「土囲廻塀」内溝
	10aSD041 (042 • 043)	北外郭に伴う溝跡	新: 検出幅約 1.0 m×深度約 0.8 m 古: 検出幅 2.0 m + α×深度 1.4 m	「土囲廻塀」	Α	「土囲廻塀」内溝
	41SD006	北外郭に伴う溝跡	検出幅 2.3 m + a×深度 0.9 m	「土囲廻塀」	А	「土囲廻塀」内溝
	18bSD018	北外郭に伴う溝跡	新:検出幅約 1.68 m×深度約 0.7 m 古:検出幅約 2.4 m×深度 1 m	「土囲廻塀」	А	「土囲廻塀」内溝
	43SD004 (2トレンチ)	北外郭に伴う溝跡	検出幅約 2.9 m×深度約 1 m	「土囲廻塀」	А	「土囲廻塀」内溝
	7SD006	北外郭に伴う溝跡	検出幅 1.5 m×最大深度約 0.75 m	「土囲廻塀」	А	「土囲廻塀」内溝
	41SX030	北外郭に伴う積み土	検出幅 1.4 m×深度 0.2 m 砂や粘土を固く締める	「土囲廻塀」	А	「土囲」部分

表 5-3 整備対象遺構と整備の段階判定表③

整備ゾーニング	検出遺構 (遺構番号)	退備 乙 光 1 開 0 力	規模・特徴等	作法日記等から考え られる建物名称・機能	検討・検証に 基づく整備の 段階判定	各研究・検討		
外郭域	75X200 (積み土状遺構)	北外郭に伴う積み土	検出された積み土の層厚は約0.25 m 砂・砂質土・シルト質土・粘質土が水 平に堆積する。	「土囲廻塀」	А	「土囲」部分		
	46SD020 (050)	西・南外郭に伴う溝跡	検出幅約 5 ~ 4 m×深度 1.5 ~ 1.3 m	 「土囲廻塀」 	А	「土囲廻塀」外溝		
	46SD015 (070)	西・南外郭に伴う溝跡	検出幅 2 ~ 1.5 m×最大深度 1.1 m	「土囲廻塀」	Α	「土囲廻塀」内溝		
	町 63ASD080	西外郭に伴う溝跡	検出最大幅 3 m + α×深度約 1.7 m + α	「土囲廻塀」	А	「土囲廻塀」外溝		
	⊞J 63ASD001	西外郭に伴う溝跡	検出幅約 1.55 m×最大深度約 0.7 m	「土囲廻塀」	Α	「土囲廻塀」内溝		
庭園域	R2 年度整備工事終了。庭園域の整備高や景観を中心に中心建物域や西建物域の隣接ゾーンは整備内容を配慮する必要がある。							
北建物域	発掘調査成果では館V期の整地を確認。当時の地形高等を考慮して整備を行う。また周辺の花粉分析等から修景含めた植栽等も全体プランの中で考慮する こととする。							
	44SB070	礎石建物跡	柱間距離6尺5寸と5尺間隔の南北4間×東西2間	発掘調査成果、作法日 記、木砕之注文より簾 中方主殿か	С	・簾中の控え		
	44 次掘り込み整 地	掘り込み整地跡	規模	発掘調査成果、作法日 記、木砕之注文より簾 中方主殿か	C	・簾中方主殿が建てられた場所か		
	44SE030	井戸跡	規模	 井戸 	С	井戸		
	43SE004 (5 トレンチ)	井戸跡	径約 2.2 m(井筒部径約 0.5 m)	井戸	C	井戸		
西建物域	2SD030	溝跡	検出幅 2.4 m×検出長 8 m×深度 m	区画溝	С	_		
	44SK015	廃棄土坑	長辺 1.1 ×短辺 0.8 m×深度 0.24 m	_	С	年中行事等に伴うかわらけ廃棄と 推定		
	44SK102	土坑	長辺 1 m×短辺 0.8 m×深度 0.42 m	_	С	年中行事等に伴うかわらけ廃棄と 推定		
	46SK010	廃棄土坑	長辺 1.7 m× 1.4 m×深度 0.3 m	_	С	年中行事等に伴うかわらけ廃棄		
	46SK059	廃棄土坑	長辺 4.4 m×短辺 1.5 m×深度 0.3 m	_	С	年中行事等に伴うかわらけ廃棄と 推定		
	46SK060	廃棄土坑	長辺 2.6 m×短 2.1 m + <i>a</i> ×深度 0.5 m	_	С	年中行事等に伴うかわらけ廃棄		

4. 出土品の重要文化財指定に関する計画

大友氏館跡からの出土品の多くは、儀式・饗宴に使われたかわらけであり、戦国 大名の館跡としての性格を裏付けている。また、希少性の高い中国の元時代の青花 や青磁といった陶磁器等は、室内荘厳品として飾られ、大友館の威信を示していた といえる。

さらに、大友氏遺跡を構成する旧万寿寺跡や唐人町跡、中世大友府内町跡等からは、国際的な交易都市として栄えた豊後府内の特徴をよく示す陶磁器等が出土している。このうち、大分県教育委員会によって調査された出土品については、「大分県府内大友氏遺跡出土品」の名称で、令和元(2019)年度に1269点の資料が重要文化財に指定されている。

今後、市教育委員会によって調査した出土品についても、大友氏館跡の整備の完 了時期を目途に重要文化財に指定されるよう、計画的に資料調査及び指定に向けた 手続きを進める。



中世大友府内町跡第 3 次 SX210 出土 貿易陶磁器群



大友氏館跡出土茶道具



大友氏館跡出土 青花梅瓶 (元時代)



大友氏館跡出土 青磁夜学型器台

重要文化財指定候補資料の例

5. 動線計画

(1) 歴史公園へのアクセス

歴史公園への主要な公共交通アクセスには、大分駅を発着する路線バスがあり、歴史公園の北側を通る国道 10 号の「顕徳町」バス停や「錦町三丁目」バス停、東側の県道 21 号線大分臼杵線の「東元町」バス停を最寄りのバス停としている。また、歴史公園西側の「大友氏館跡西側入口」停留所を通る中心市街地循環バス「大分きゃんバス」や、市内 65 ヶ所のサイクルポートで電動アシスト自転車の貸出・返却が可能な「おおいたサイクルシェア」も公共交通アクセスとして活用することを想定している。

いずれも、アクセスの起点となる大分駅での案内の充実、バス車内アナウンスによる案内、バス停から歴史公園までの案内サインの整備など、第1期整備においては公共交通アクセスの利便性を高める取組を進める。

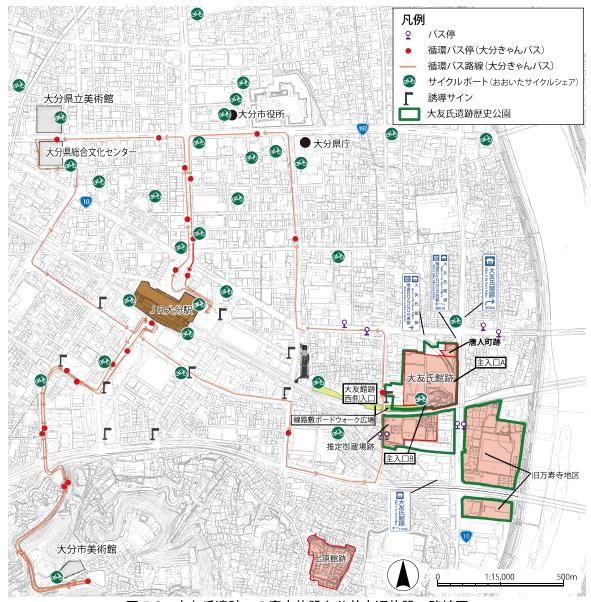


図 5-8 大友氏遺跡への案内施設と公共交通施設・路線図

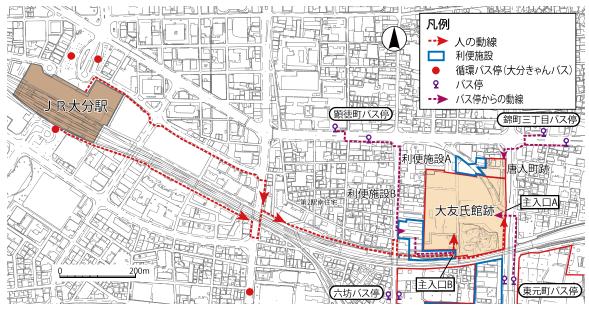


図 5-9 線路敷ボードウォーク広場とバス停からの動線

(2) 歴史公園への車の動線

自家用車等によるアクセスに対しては、利便施設A・Bそれぞれに駐車場を整備する。併せて、車いす利用者専用の駐車スペースを確保する。また、第1期整備においては、駐車場としてJR日豊本線の高架下スペースを活用するほか、イベント時など多数の来客が想定される場合は、史跡地内に臨時駐車場を設けることを検討する。

(3) 線路敷ボードウォーク広場の活用

大分駅と歴史公園を結ぶ鉄道残存敷の 1.3km (徒歩約 17 分) 区間の一部が「線路敷ボードウォーク広場」として整備された。これは「歴史公園へのプロムナードとなる長い広場」であり、この広場の整備により生まれた人の動線をより効果的に活用するため、園路を経由して大友氏館跡の大門及び南側入口に入る動線を、大分駅からの来訪者の主動線として設定する。さらに、大分駅周辺にも歴史公園へ人を誘導・案内するための機能(史跡案内、ガイダンスなど)を設置する。

(4) 歴史公園を活用した周遊観光

令和5年(2023)に開園70周年を迎える高崎山自然動物園や、水族館「うみたまご」、田ノ浦ビーチ、かんたん港園などの観光資源を有する西部海岸地区では、令和5(2023)年度にホーバークラフト就航、令和6年(2024)に道の駅たのうららの供用開始が予定されている。

また、古代より交通の要衝として重視され、江戸時代には日向街道筋の市場のある在町として発展した戸次本町地区や豊後鶴崎と熊本を結ぶ肥後街道沿いに岡藩の宿場町として栄えた「今市の石畳」など広域的な観光資源を有している。大友氏遺跡歴史公園は、こうした既存の観光施設や中心市街地に残る歴史的施設との連携をはかり、本市観光の新たな魅力を発信する歴史観光拠点として創出するため、自家用車や観光バスでの来訪に対して周遊観光ルート等の情報提供を行う。

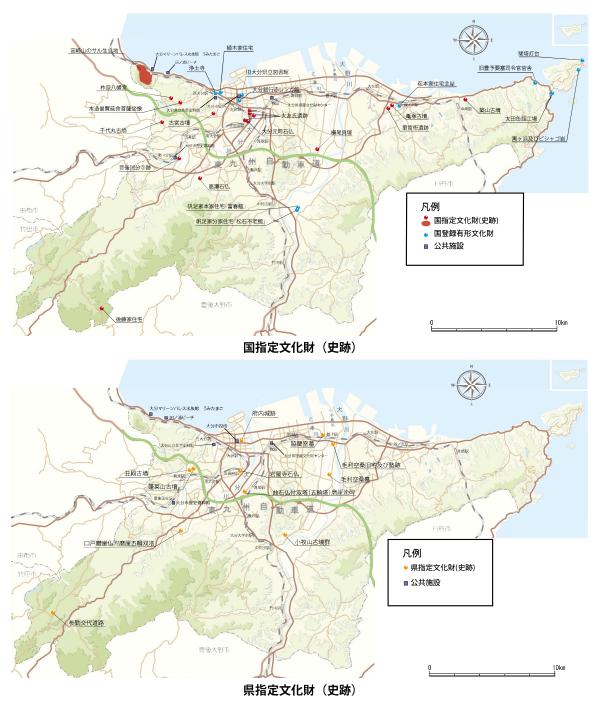


図 5-10 市内に所在する文化財と各種公共施設

(5) 歴史公園内の動線

大友氏遺跡歴史公園の利用者は、史跡の観光や歴史学習を目的とした見学者と、 日常的な公園利用者が想定される。

前者に対しては、歴史文化観光拠点施設(以下、拠点施設という)を起点に大友 氏館跡・唐人町跡や旧万寿寺地区へと回遊できるよう2つの見学動線を設定する。 最初に、歴史的には大門(主入口A)から大友氏館跡内へ入り中心建物に至るルー トが正式な動線であったことを歴史文化観光拠点施設(以下、拠点施設という)に おけるガイダンスで解説する。その後、西外郭または南外郭の出入り口(主入口B) から館内部に進む最短の動線と、庭園南側のJR高架側道六坊元町線を動線として利用し、東外郭沿いに北進して大門(主入口A)から大友氏館跡内へと入る動線を設定する。大友氏館跡・唐人町跡の見学を終えた後は、主入口Bから拠点施設へと戻るようにする。障がいのある方の来訪に対応できるよう、利便施設B前の西外郭にバリアフリー入口を設け、そこから館に入ることができる動線も設定する。主入口Bについては、公園の利便的な入口として整備を行うが、発掘調査により推定南門の遺構が確認された場合は復元整備を検討する。

現在、庭園域を囲む侵入防止柵のうち中心建物域と接するエリアに設置している 柵の取扱いは、中心建物域の基本設計を行う段階で検討する。

大友氏館跡と旧万寿寺地区の間を抜ける国道 10 号については、来訪者の安全か



図 5-11 大友館周辺の動線

つ円滑な誘導案内に配慮する。

日常的な公園利用者においては、住宅地に接する市道顕徳8号線からの利用や、南北方向(南外郭~北外郭)、東西方向(市道顕徳8号線~推定小門)に通過するルートを利用することを想定して、園路整備を検討する。

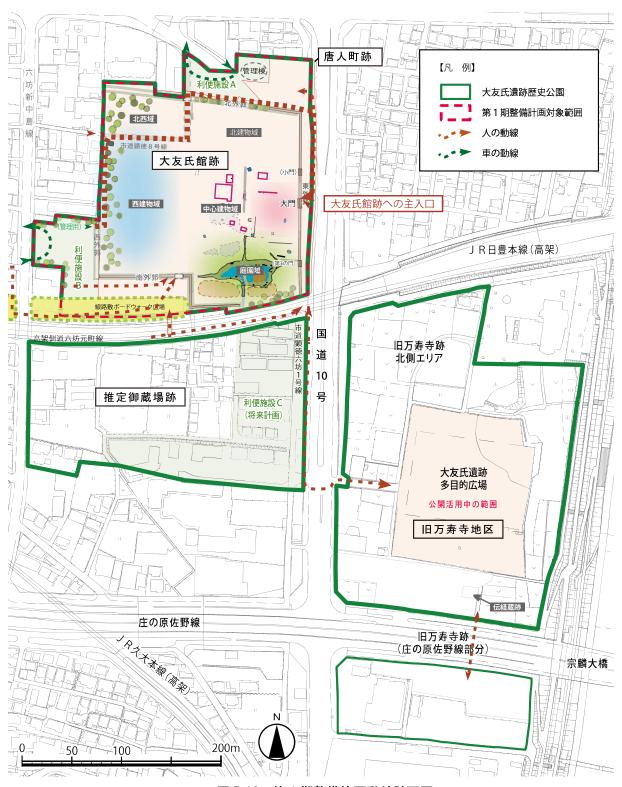


図 5-12 第 1 期整備範囲動線計画図

6. 地形造成に関する計画

(1) 推定復元地表高

中心建物跡および周囲の地盤面は、標高 5.0 m~ 5.2 mであり、遺構の残存状況 から最も高い 5.2 mは当時の地表面高そのものと推定される。中心建物跡の南東部 分は、標高 4.9 mの後半の数値で分布し、建物基礎である礎石の検出高から、旧地 表高は 5.0 m前後になると考えられる。中心建物域の西地点は、発掘調査段階では 江戸時代以降の耕作等により大きく削平されている。しかし、中心建物跡南エリア で 16 世紀後半の整地に覆われる溝跡の検出標高が 4.6 mを測り、さらに西側へと 延長し、トレンチの土層では標高 5.1 mの高さで 16 世後半の整地が同じく西へと 延びるが、削平する耕作土層の下位面と整地土層の底面の高さがほぼ一致する。こ のことは中心建物跡エリアから広がる 16 世紀後半の整土層が次第に傾斜していっ たか、水田形成以前から地形の傾斜が存在した可能性がある。よって、館西建物域 は、調査面積等に限りがあるが遺構が検出される標高が3.8~4.1 m台で推移し、 顕著な起伏も認められないため館東側と比べる旧地形は元々低かったと考えられ る。現時点での遺構の残存状況等から、戦国時代の地表高は 4.3 mと判断しており、 この標高 4.3 mの値は、館内で広く分布すると推測される。館北域は、周辺の礎石 建物跡の検出状況から 4.2 ~ 4.3 mに復元できる。中心建物跡から東外郭・門へと つながる敷地については、館36次で確認された礎石建物跡の検出標高等を参考に 約4.8 mであったと推測される。中心建物跡の北側エリアは、検出標高が4.5 m前 後で推移しており、また、北建物域の標高が 4.2~ 4.3 mであることを踏まえると 館 14 次と館 10・24 次の調査区を境界として検出標高が低くなることから、地形 段差が存在していたと判断することができる。

(2) 地形造成計画

造成は、発掘調査成果と(1)推定復元標高に基づき、十分な保護層を確保したうえで、戦国時代の地形を復元することを基本とする。

地形復元の結果、中心建物域から東外郭域にかけては地形の段差や起伏が発生することから、段差裾部への雨水の集中が想定されるため、排水施設の設置が考慮される。館全体の排水については、既存施設の利用を検討するが、計画上、新たな埋設が必要となった場合は、遺構保護を第一義にした内容とする。

中心建物域の主殿等の立体復元や築地、門等の復元整備に際して建造物の基礎構造を無理なく納めるよう必要なスペースを必ず確保する。

7. 遺構の表現に関する計画

第1期整備基本計画における大友氏館跡・唐人町跡での遺構の表現整備は、第4章2「整備ゾーニング」の考え方に基づき進める。

(1) 大友氏館跡の遺構の表現

①中心建物域・東外郭域【歴史体験(復元)ゾーン】

中心建物域は、15世紀後半に盛土整地が行われて以降、大友館の中でも象徴となるエリアと考えられる。整備にあたっては、100年以上にわたって、館内で高まりを形成・維持し続けてきた地形を表現し、その上面において、発掘調査で確認された中心建物跡を復元する。

中心建物域の主要建物は発掘調査において礎石痕跡が確認されていることから、 礎石建物とする。礎石の大きさや材質については今後基本設計の中で決定していく が、館内の周辺の調査地より廃棄された礎石が出土している状況等を踏まえ、検討 にあたっては発掘調査の成果を参照とする。

建物構造や室内装飾、天井・屋根、建築材等の発掘調査では確認できない項目については、「作法日記」や「木砕之注文」といった大友家の特徴である文献史料を活用し、多角的に検討する。

東外郭域は、庭園域の発掘調査において粘土・砂利・砂の積み土状遺構を確認し、他の調査地点との比高が1m以上を有すといった状況から立体的構造物であると考えられた。文献史料に「東之築地」といった記録も認められることから、配置状況も含め築地跡と判断した。その他、東外郭域の調査では、積み土状遺構の基礎地業が南北方向に帯状に確認されている。整備はこれらの情報を活かし、築地基盤土に積み土(粘土・砂利・砂)工法を基準として検討を行う。府内古図によると東外郭域には「門」が2箇所描かれる。推定される地点の発掘調査において、門にともなうと考えられる「掘り込み整地」が3箇所確認されている。大友氏館内の現象として「掘り込み整地」と「構造物」に有機的関係が窺えるため、3箇所の掘り込み整地は門を構築する際の基盤土と考えられる。門についても、基本設計時に他事例や文献史料から具体的構造や工法の検証・検討を行う。これらの遺構の復元検討にあたっては、構造物の重量や基礎構造が遺構の保存に影響を与えない工法を採用する。

②西建物域・北建物域【遺構表現ゾーン】

西建物域と北建物域は、発掘調査に基づき、遺構配置を平面的に表示する。整備 手法としては、大友氏館跡庭園遺構の整備事例を参考に、遺構保護層の上面で敷き 均した整備基盤土に、周囲とは色彩や質感が異なるピンコロ石等で境界を設け、そ の内部は土系舗装材等で表現する。

(2) 大友氏館跡の遺構表現と維持管理

発掘調査で検出された遺構を忠実に表現して見学者の歴史学習や体験に資することは非常に重要である。一方、こうした表現は。その多くが野外において風雨に晒されるので、表現の手法とともに材料や納まり等、できる限り容易に修理、再現することができるよう遺構表現の長寿命化を図る。

8. 修景及び植栽に関する計画

(1) 植栽計画

史跡としての歴史的価値に加え、中心市街地に近い立地を活かした緑豊かな憩い の場を創造するため、遺構の保存に影響を与えない範囲で植栽を行う。

1) 緑の役割

大友氏遺跡歴史公園の植栽は、「大分市緑の基本計画」で掲げる「環境保全」「レクレーション」「防災」「景観形成」といった4つの緑の役割を踏まえ整備を行うが、中でも景観形成の役割の一つとして、歴史的風土の景観形成機能がある。歴史空間体験の演出・効果を高めるとともに周辺住宅地のプライバシー保持のための「遮蔽」、発掘調査で確認された遺構の配置や輪郭を表現する「遺構表示」、史跡地の管理柵としての「管理」といった3つの機能を歴史的風土の景観形成の中に位置づける。

また、歴史公園を緑豊かな憩いの場とするため、これら緑のもつ多様な役割をふまえ植栽の目的に応じた樹種選定や植栽位置等の検討を行う。

- ①景観形成
 - ■自然・都市景観形成機能
 - ■歴史的風土の景観形成機能
 - ・遮蔽 -歴史公園としての景観形成
 - ・遺構表示ー遺構の顕在化
 - ・管理 史跡地の管理柵
- ②レクリエーション
 - ■保健・レクリエーション機能
- ③防災
 - ■避難地・火災の延焼防止機能
 - ■土砂災害防止機能・土壌保全機能
- ④環境保存
 - ■地球環境・都市環境の保全
 - ■生物多様性の確保

2) 樹種に関する基本的な考え方

植栽する樹種は、過去の植生分析の結果や文献から、戦国時代の府内や周辺地域 に生育していたと想定される樹種の内、維持管理の容易性もふまえ選定する。

3) エリア別の植栽の基本的な考え方

エリア別の植栽に関する基本的な考え方を記す。これらの基本的な考え方に加えて、今後の発掘調査や整備方針をふまえ、必要に応じた植栽を検討する。

①西建物域・北西域

西建物域や北西域については、住宅地と隣接しているため、目隠し植栽を行う必要がある。また、今後の整備方針に沿って植栽による遺構表示を検討するとともに、同エリアは一定程度の面積を有した大きな空間となることから、緑陰の創出などのレクリエーションの役割をもった植栽の検討も必要となる。加えて、管理柵の機能をもった生垣などの植栽についても、必要に応じて検討する。

サクラなどの既存樹などについては、「史跡大友氏遺跡保存管理計画」において、 本質的価値を構成しないものとされているため、時期を図りながら、最終的には撤 去する。

②北建物域・中心建物域

北建物域や中心建物域については、積極的に立体復元を図るエリアとして位置づけていることから、整備方針をふまえ植栽の必要性について検討する。また、庭園域と合わせ境界の明示や侵入防止を目的とした生垣植栽などを合わせて植栽する。

3庭園域

庭園域の植栽は、JR日豊本線高架や橋脚、それらの背景にある建物などの存在 を遮蔽することを目的として、遺構整備範囲外の南辺に遮蔽の役割を持たせた高木 を植栽している。この植栽は復元ではないが、庭園の背景として一体的に見える位 置にあることから、樹種選定や配置は庭園遺構の整備と併せて実施した。

④利便施設 A · 利便施設 B 周辺

利便施設 A や利便施設 B 周辺については、来園者を迎えるエントランスとしての 役割があることから、景観形成を目的とした植栽を主とする。また、来園者に史跡 整備との誤解を与えないために、(2) で記した樹種選定の基本的な考え方とは別に 樹種を選定することも想定される。

4) 育成管理

樹木等の管理については、樹高や樹形を一定に保つ維持管理の観点に加え、生育 状況に応じた剪定や施肥、それらの実施時期による生育への影響を考慮するなどの 育成の観点が求められる。

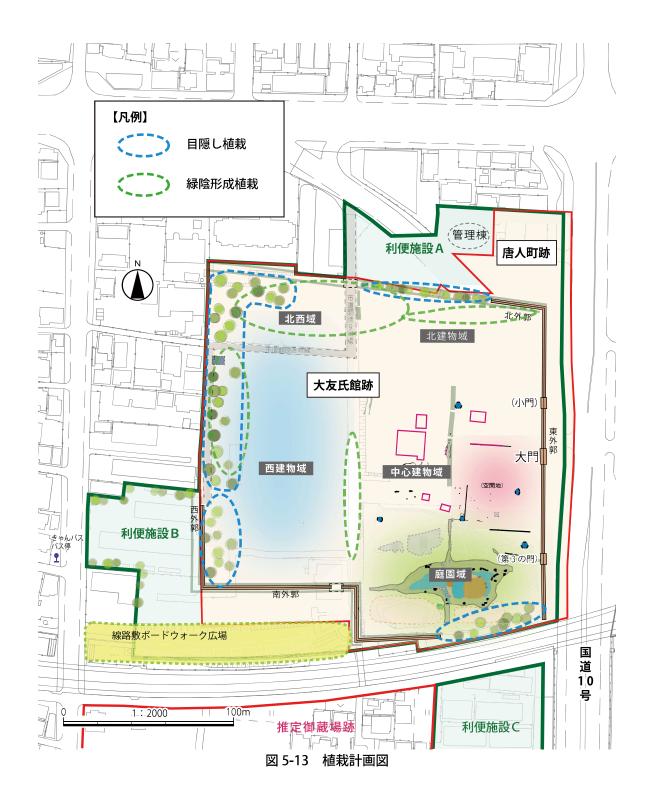
具体的な育成管理方針として、高木や中低木等については、植栽のもつ機能や樹形が与える景観への影響等を踏まえ適正な育成管理を行う。また、樹形については、自然樹形を基本として、枯れ枝や支障枝を剪定し、植栽のもつ役割や機能の保全に取り組む。加えて、遮蔽や境界の明示などを目的とした生垣は、刈込剪定などの剪定方法も含め適正な育成管理を行う。

庭園については、歴史文化観光拠点の主要エリアとして多くの来場者が見込まれており、戦国時代の庭園としての風格の醸成に取り組むことが必要であることか

ら、より一層の育成管理の観点が求められる。

5) その他

大分駅から交通の利便性が高い市街地に立地する歴史公園は、歴史的空間体験に加えて、市民の憩いの場や安らぎの場としての機能も求められる。そのため、多くの市民が集う場となるべく、季節ごとの花を楽しむことができるよう検討する。



(2) 景観形成計画

大友氏遺跡の史跡としての価値を維持し高めるためには、魅力的な景観が形成されるよう整備していくことが大切であり、さらに史跡公園周辺の都市空間についても良好な景観形成が必要である。そのため、今後、大友氏遺跡歴史公園においては景観形成に関する方針を検討して定め、整備を行っていく。

①大友館内の景観形成

歴史体験(復元)ゾーンを中心に歴史的景観を復元する。大友氏館跡東側の大門から館内に入った中心建物域とその周辺及び庭園域は大友館の魅力を伝える重要な場であることから、歴史的景観・空間の形成を目的とした景観づくりを目指す。大友館南外郭、南門周辺は緑地・園路空間として整備が完了した線路敷ボードウォーク広場との景観調整を図り、アプローチゾーンとして良好な場を創出することとする。

②大友氏遺跡周辺の景観形成

中世大友府内町跡は南北 2.1km、東西 0.7km の範囲が広がる。近年この範囲において道路整備等に伴う住宅や店舗、病院などの開発が進んでいるが、歴史文化観光拠点として大友氏遺跡歴史公園の整備を進めていくためには、歴史を活かした魅力ある市街地として景観形成を図らなければならない。そのことから、平成 25(2013)年度に策定した『史跡大友氏遺跡保存管理計画書』では、特に大友氏遺跡に隣接する重要エリアを「景観形成目標エリア」として位置付けた。

既にこの景観形成目標エリアの北側に隣接する市道錦町長浜線では、歩道の修景整備による歴史を活かした回遊ネットワークづくりの取組が進められ、景観形成目標エリア内においても大友館への経路となる線路敷ボードウォーク広場における良好な景観形成が行われている。また、景観形成目標エリア内においては、視点場を設定しての景観シミュレーションや、大友氏遺跡周辺におけるまち歩きワークショップを開催し、景観検討を進めてきた。これらの結果を踏まえながら、景観形成目標エリア内における、より具体的な沿道景観への適切な配慮、歴史的背景を損なわない屋外広告物のデザイン誘導



市道錦町長浜線の歩道修景整備 (中央の暗灰白色の範囲が戦国時代の道路跡)







上:戦国時代の町名を記した照明 (写真中の緑の標柱)

下左:昼間の様子 下右:夜間の様子

等、庁内他部局や地元住民等と連携しながら、景観に関する取組の内容を検討していく。大友氏遺跡の中でも、その中心となる大友館周辺の景観に関する取組の検討にあたっては、大友館の東側が館のオモテ(正面)空間であったという歴史的背景を十分考慮して行う。

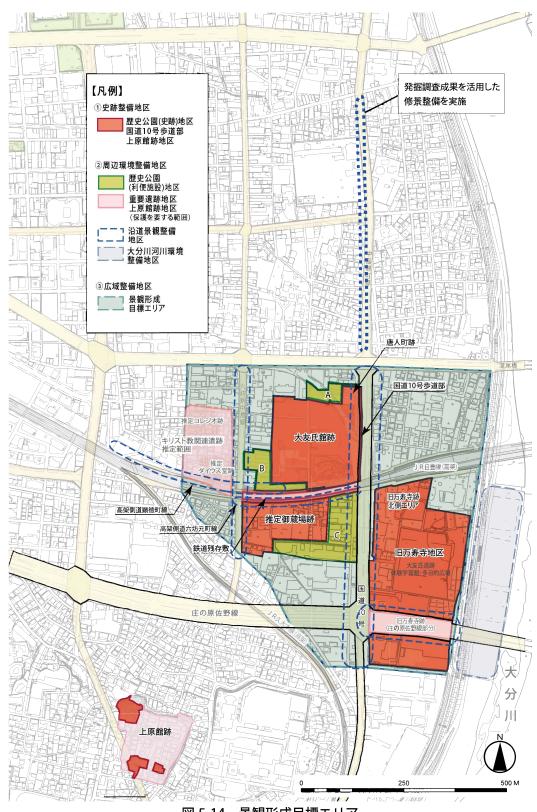


図 5-14 景観形成目標エリア

9. 案内・解説施設に関する計画

公園利用に関する案内及び史跡の解説を行うため、対象となる位置や用途に応じて、ユニバーサルデザイン及び多言語に対応した案内施設や解説施設を設置する。

また、これらの施設のうち、案内板や誘導表示板、説明板等のサイン類については、詳細な設置計画やデザインの検討にあたり「大分市公共サインガイドライン」を参照する。

(1) 案内解説

①総合案内

大友氏館跡への主要な入口・導入部である大門(主入口A)から入った広場と、 利便施設Bから大友館へと入る南門(主入口B)には、園路案内図や概要等を記載 した史跡の総合解説板を設置する。

また、利便施設 B や利便施設 A から北西域への入口など、史跡指定地への導入に当たる地点には、公園あるいは史跡としての利用上の注意なども記載した案内板を配置する。

②誘導案内

史跡地内の見学者の誘導表示板と、周辺の関連文化財や歴史文化観光拠点施設へ の道標等を設置する。

③設置基準

【設置方法】

案内サインは、歩行者の目につきやすく、近づいて見ることができるよう、サイン本体の足元やその周辺に障害物等がないように配慮し、勾配のある場所に設置しないように留意する。

説明サインの設置に関して、位置・高さは、対象となる施設やエリアの景観に影響を及ぼさないよう留意し、高齢者、障がい者等に配慮したものとする。

【設置の高さ】

設置された説明サインについては、車いす使用者からの見やすさに配慮し、サインの上面高さを路面より 1,800mm 程度とする。車いす使用者に対しても見やすさに配慮し、サイン面の中心を路面より 1,250mm とする。

【設置位置】

利用者が立ち止まり見ることを前提とし、説明する対象の直近に設置する。また、 人が多い場所では通行や見学の支障にならない、かつ景観に配慮した位置での設置 を検討する。サインが乱立しないよう、統合可能な場合には集約化を図る検討も併 せて行う。

(2) 解説施設

1 説明板

【地区説明】

庭園域、中心建物域、西建物域、北建物域、北西域、唐人町跡のそれぞれに対し、その地区の概要等を記載した説明板を配置する。説明板は当該地区の整備が完了した時点で設置するが、整備は段階的に進行することから、未整備の地区でも仮設説明板を配置して、史跡の広がりや位置付けを分かりやすく示す。

【個別説明】

建物域では、各遺構・遺物を検出した付近に個別説明板(建物名称板)を配置する。 説明板の板面は、発色が良く表現性に富み、耐久性や対候性に優れた陶板やステン レスホーローパネル等を使用し、架台は史跡地としての景観や眺望を損なうことの ないデザイン・仕様とする。

また、文字やイラストを掲載するだけではなくQRコード等を採用し、多国語解説、遺構の解釈や歴史的な位置付け等の詳細解説にも対応できるようにする。

QRコードの場合は情報の書き換えが容易であることから、歴史的な評価や遺構の解釈が変化した場合には適宜更新を行う。

②模型・CG、その他

大友氏館跡の整備は建物の立体復元などを目指すが、整備完了までに時間を要する。また来館者に大友館の内容理解を促すことも必要であることから、その時間のつなぎや理解の手助けになるように復元模型や CG(コンピュータ・グラフィックス)等は効果的な手法であり、積極的な活用を行う。

現在、大友館全体をCGで再現し、VR(仮想現実)技術を用いて、整備途上の遺跡の立体復元イメージを公開しているが、今後の調査研究状況に併せて適宜CGを更新し、AR(拡張現実)技術により、整備された遺構表示に重ねて見せる等、史跡地におけるハード整備とソフト整備を組み合わせた分かりやすい展示と解説を行う。



大友氏館模型 大分県立大分工業高等学校建築科寄贈



VR 体験





事例①:案内板



事例③:案内板



事例②:案内板



事例④:解説板





大友氏館跡(上原館) Fluns of the Charto Family Mana 南蛮BVNGO交流館 🗠 地図版面

中心市街地まちあるき編:大友氏遺跡地区

誘導文字、矢印色: 白(C 0, M 0, Y 5, K 0) タイトル文字 : オレンジ白(C 5, M 35, Y 90, K 0) 地色 : D I C 5 1 6 (3分ツヤ)

カラー: 緑(C92, M62, Y100, K40) 大型)文字サイズ参考 p91 : 誘導・タイトル表示(大型)の文字の大きさ 板状)文字サイズ参考 p85.87: 誘導表示・位置表示の文字の大きさ

事例5:案内様式版

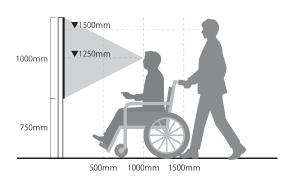


図 5-16 案内サイン設置基準(「大分市公共サインガイドライン」56・96 頁)

参考設計

イメージ S=1/15

10. 管理施設及び利便施設に関する計画

(1) 休憩・便益施設等の整備

史跡指定地内は、検出された遺構をもとに庭園や建造物の復元、平面表示等で往 時の姿を空間体験できる場をつくることを目標とし、休憩所や駐車場等の便益施設 は原則として利便施設用地に配置する。

①駐車場・駐輪場

利便施設 A と利便施設 B に、身障者用を含む駐車場、駐輪場を配置する。身体障がい者用駐車場は全駐車台数の 1/50 以上を確保し、史跡地に最も近い位置に配置する。その他に、修学旅行等の団体利用に対応した大型バス専用の駐車場を設置する。駐車場は、ヒートアイランド抑制のための保水性の向上や景観に配慮した仕上げと、緑陰形成樹木の植栽等と検討する。

駐車場から公道への合流部分には視界を遮るような構造物の設置や植栽は行わず、信号機の設置について安全上必要と考えられる場合が生じた際は、関係機関と協議を行う。

②便益施設

利便施設Aと利便施設Bに、それぞれ男性用、女性用、多目的用からなるトイレを整備する。特に利便施設Bには一時的に大人数の利用者が集中することが予想され、多目的トイレを男女別に設けるなど、利便施設Aより規模を大きく設定する。

遺構保護や景観上の配慮から、一般的には史跡地内にトイレを設けないが、地域 住民の公園としての利用、利便施設や史跡地の整備進捗状況によっては、北西域で 遺構が存在しない部分に限り、小規模なトイレを設置する。

③休憩施設

史跡を整備し、公開活用するにあたって休憩施設は不可欠な要素である。ただし、現代的な要素ある休憩施設は中世館跡としての歴史的な景観を損なう可能性もあり、配置とデザインは十分な配慮が必要である。

史跡地内のベンチは、利用者の居心地の良さを考慮して北西域や西建物域の緑陰 樹木の下を中心に配置し、庭園域や中心建物域等がある歴史体験ゾーンにはできる 限り設けない。

歴史体験ゾーンでは休憩施設を設ける。ただし、配置ができない場合は、庭園北側の建物想定域に目立つことのないよう四阿やベンチを設置して、庭園を眺める眺望兼休憩の場として活用することを検討する。

利便施設Aには四阿やベンチを設ける。歴史文化観光拠点施設を整備する利便施設Bは来訪者の集合や待ち合わせの場所として使われることが予想されることから、歴史文化観光拠点施設内及び周辺には、余裕を持った休憩スペースの設置を行う。

11. 公開活用のための施設に関する計画

(1) 歴史文化観光拠点施設の整備

①歴史文化観光拠点施設の位置づけ

現在、本市において「歴史系機能」を担うのは、大分市歴史資料館(以下、資料館)であるが、開館から30年以上が経過し、施設の老朽化や収蔵庫不足等の問題を抱えている。歴史文化観光拠点施設(以下、拠点施設)の整備にあたっては、資料館のほか、大分市埋蔵文化財保存活用センターなど、既存施設との機能のすみわけを検討する必要がある。これらの課題に対し、機能の明確化と施設の管理運営の効率化を検討していく。

②歴史文化観光拠点施設の機能

拠点施設には、「歴史系機能」「文化系機能」「賑わい機能」の3つの機能を備えることを基本とする。「歴史系機能」には、大友氏と大友氏遺跡のガイダンス・調査研究、重要文化財等の歴史資料の収蔵及び整理・保存、本市の歴史文化をテーマとした展示、地元大学のサテライトキャンパスの設置、復元された建物等を活用した歴史空間体験等が考えられる。「文化系機能」には、学生や社会人が利用できる学習スペース、市民や団体が利用できる研修室、遊具を備えたキッズルーム等が考えらえる。「賑わい機能」には、ミュージアムショップ、郷土料理を提供するレストラン・カフェ、地元物産のPR・販売所等が考えられる。

これらの機能を融合させることにより、拠点施設を、多様な目的で訪れた市民や 観光客が、本市の歴史文化を学ぶとともに、南蛮文化発祥都市おおいたを体感する ことができる場とすることを庁内で検討する。

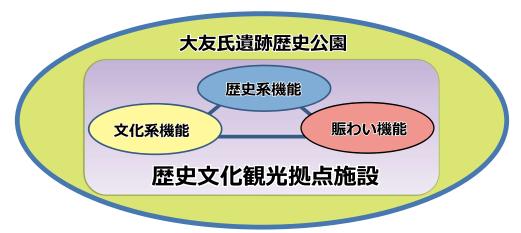


図 5-17 歴史文化観光拠点施設の概念図



図 5-18 歴史文化観光拠点施設の機能

(2) 公開・活用のための諸設備

上水道・ガス・下水道・電線管の埋設深さは、最初土被りで 0.6 m以上が基準となっている。管路の埋設は地中を掘削する行為であり、史跡地内はできる限り敷設しないのが望ましい。ただし、敷設を計画する必要性が生じた場合、遺構の保護を第一義とし、盛土の範囲内で収めることとする。

1給水設備計画

大友氏館跡において必要となる給水設備として、園池への給水、復元建造物における維持管理及び活用に給する上水道、植栽の維持管理を効率的に行うため水撒きを目的とした散水栓の設置を行う。池水は調査を実施し、井戸水(地下水)をできる限り利用する。

史跡周辺の消火栓と復元建造物の位置関係が有効距離を満たさない場合には、史

跡地内の遺構に影響が無い場所に必要管径の上水道を引き込み、消火栓等の設ける ことを検討する。

公園や憩いの場としての利用においては、イベント等の利用を想定して利便施設に水飲み場を設置する。また、史跡の利活用が促進されるとイベントや体験学習等で、手足を汚す機会の増加が想定されることから、トイレの外壁に手足洗い場を設ける。

②排水設備計画

雨水排水

令和3(2021)年度に、大分市公共下水道雨水排水計画に基づき、歴史公園の敷地に対応する適切な排水能力を有した雨水管渠を新たに埋設した。これにより、庭園域園池の排水は、これまで庭園域南側に位置する都市水路に暫定的に排出していたが、今後は大雨による急激な水位上昇時にも円滑に排出することが可能となった。

史跡地西側は民有地に接しており、史跡地から周辺地への表層水の流出が生じないように、史跡地の敷地境界に沿って、機能と景観バランスを考慮した側溝を配置し、利便施設B側または周辺に存在する既設の排水施設へと導水する。

東外郭と北外郭・南外郭に一部は、整備上表現する溝に水が深くたまると安全上の問題が生じることから、下部遺構及び景観的に影響がない場所を選んで、整備した内溝から塀の遺構を毀損しないように遺構を保護する盛土内を通り、整備した外溝、さらに史跡外の雨水管へと排出する管路の配置を検討する。

中心建物域は、整備において表現する溝跡等があれば排水施設も兼ねた構造を検討する。整備の対象となる遺構が無い場合は、暗渠排水とするが、その際、地下の遺構を損なうことのないよう留意した深度・勾配とした管路を計画する。

その他公園全体の表層水の処理については、基本設計時に各エリアに適した排水 路線を定め、それぞれの遺構整備のかたちに合わせて、勾配による処理や暗渠の埋 設といった方法を検討する。

汚水排水

便益施設、水飲み場や手足洗い場等は利便施設への配置を計画しており、史跡指定地外であるものの周知の埋蔵文化財包蔵地であることから、掘削を行う際は発掘調査を実施することが必要である。汚水排水は、施設の構造にあわせて周辺にある既設の汚水管を調査し、適切な位置、距離、能力に応じたものとする。

③電気設備計画

史跡地内の既設電柱は歴史公園の整備進捗に合わせて、必要の無いものは撤去し、歴史的景観の形成、文化財の周辺環境を保全することを目的に無電柱化を進めていく。電力設備機器の設置は利便施設Aの用地を第一とする。公園内へ電力の

引き込みは、館北側から行うが、埋設にあたっては遺構を損なわないよう、埋設位置と深度を調整する。ハンドホール等の構造物や照明の基礎設置は深くなる可能性があり、できる限り発掘調査で遺構が確認されていない地点、又は撹乱部分等を利用し、遺構を毀損しないよう位置と形状を検討して設置する。

史跡公園内で必要となる電気設備としては、園内照明灯、屋外コンセント、便益施設、池水の給排水設備、監視カメラ設備等が想定される。

ソーラーライトは、電源の引き込みを必要とせず、災害発生に伴う停電時にも点灯するという利点がある。しかし、高照度のポール灯では上部に大きなソーラーパネルを取り付ける必要があり、太陽光が不足する時には点灯時間が短くなる場合がある。電気引き込みとソーラー照明器具の使用については、一長一短があり、復元や遺構表示等の遺構本体に係わる整備の状況に合わせて、景観シミュレーションに基づき配置を決定する。

史跡地内はイベント等を除き夜間の活用は想定していない。また、日常生活における園内の通り抜けも少ないと想定される。したがって、庭園域及び中心建物域の庭園に面する部分には歴史的空間としての景観を優先し、照明ポール灯は設置しない。また、足元灯を含む照明設備の設置は、大友氏館跡全体の整備に伴う照明設備計画の作成を待って設置する。広場ゾーンとアプローチゾーンには明るさを確保できるポール式の照明灯の配置を検討する。安全管理に配慮しつつも、史跡であることを優先し、一般的な広場や通路の照度基準は適用しない。

照明灯は、歴史的な景観に配慮し、黒や茶色等の彩度が低い色で、シンプルなデザインのものが好ましい。ランプは電気代が安く、長寿命で高輝度を確保できる LED を使用する。

近隣が住宅地であることから夜間の過度な照明点灯は生活環境や安全上も問題となることが予測される。そのため、園内照明センサーで点灯し一定時間で消灯するシステムとすることを検討し、深夜には安全管理上必要な数の照明のみを点灯させるようにする。

歴史体験(復元)ゾーンは、説明板の背面等にコンセントを埋め込み管理用電源 とし、庭園や能舞台を使って行われる薪能や観月会等を想定し、夜間イベント時の 電源にも供する。

利便施設の駐車場は、JISの基準に基づき維持照度 5LX を確保する。

なお、館北西部の市道は当面の間も残存するが、周辺の整備進捗に合わせて、無電柱化を行うことを検討する。

④防災防犯設備計画

大友氏館跡は準防火地区に所在することから、復元建造物の用途等を踏まえ、延 焼防止に配慮した検討を行う。

庭園域に対しては、来園者の安全管理と史跡の保存及び維持管理の点から監視カメラを設置している。今後整備が進む復元建造物に関しても、セキュリティの観点

から監視カメラの設置を検討する。

当面の間、公園内には市道が残ることから、閉園後全体を施錠することは難しい 状況が続く。復元建造物やその他施設に対する毀損行為、館西・北西域の広場への 夜間侵入等の恐れもあるため、設計時にその対策について検討する。

12. 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に

関する計画

大友氏遺跡周辺には、史跡・芸術的価値が高い国指定史跡大分元町石仏、江戸時代の府内の中心であった県・市指定史跡府内城跡(大分城址公園)といった文化財の他、大友氏にゆかりのある神社仏閣が、現在も多く伝わっている。また、豊後府内に花開いた南蛮文化を紹介する彫刻やレリーフが、市内中心部に所在する遊歩公園に建てられている。

これら、大分市の歴史的魅力を伝える文化財の活用に関する取組として、観光コースを設け大分市ホームページ上で紹介し、大友氏遺跡や中世大友府内町跡での発掘調査成果の説明サインをエリアの各所に設け、情報発信を行っている。

また、中心市街地では、江戸時代の城下町を大きく4つのエリアに分け、エリア毎の特徴や当時起った出来事を記した説明板を拠点となる都市公園に設置し、併せて江戸時代の町名プレートも中心市街地を網羅するように随所に設置している。

その他、市街地には大分市美術館や大分県立美術館、アートプラザといった魅力 ある芸術文化施設や中心市街地では貴重な近代建築である国登録有形文化財大分銀 行赤レンガ館が点在している。

当面は、既存の説明板やパンフレットを有効的に活用するために、更新を意識した情報発信を心掛け、ボランティアガイドと連携を図りながら、まちあるきイベント等を定期的に実施する。中世大友府内町跡から府内城・城下町へのつながり、回遊性を意識した散策ルートの設定や案内サインの整備についても検討する。

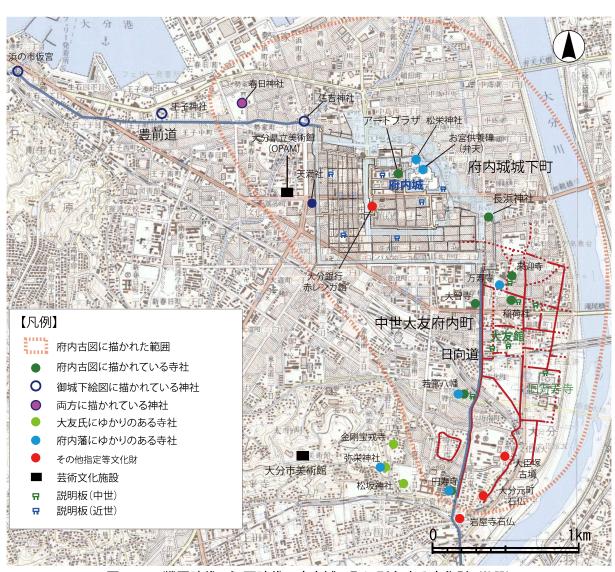


図 5-19 戦国時代・江戸時代の府内城下町に所在する文化財(施設)

13. 公開・活用に関する計画

(1) 公開

第1期整備では、大友氏館跡及び唐人町跡を対象とし公開することを目指す。

①部分公開(中心建物域等の整備工事段階)

中心建物域・東外郭の整備が完了するまでは、庭園・南蛮BVNGO交流館のみの公開が続く。中心建物域等の整備工事の計画等と調整を図りながら西建物域又は 北西域の発掘調査を行う。

庭園は公開しているが、北側の中心建物域で整備工事が着手した後は、南西側の 出入口を利用する。併せて、工事中は利便施設Aが利用できなくなる可能性がある ため、大型バス等の駐停車ができる敷地の確保が必要である。

②部分公開(館東側・館西側造成整備・利便施設B:令和12<2030>年度)

大友館の東側(北外郭・東外郭・中心建物域・庭園域)の整備が完了し供用を開始する。 中心建物域で復元する建造物は庭園同様に、イベント時を除き、安全・防災管理上 の観点から夜間は閉鎖し、大門・小門等の復元した門も本来の機能を果たすため、 閉園後は施錠することを原則とする。また、西建物域や北西域については簡易な地 盤造成のみの整備を実施し公開する。

この段階では、館中心部の市道顕徳 9 号線が機能し、JR高架下や利便施設 A・市道顕徳 8 号線と接続された状態であるため、人や車両の通行が可能である。そのため、市道顕徳 9 号線と館東・西側整備後の敷地境界にはセキュリティ対策が必要となるため、柵等を設ける又は市道顕徳 9 号線の一部を夜間封鎖するといった措置を行うか検討する。

③部分公開(館西側・歴史文化観光拠点施設供用開始:令和 18 < 2036 >年度)

大友館の西建物域、北西域、南外郭、歴史文化観光拠点施設の供用開始が追加される。建物の復元を行わない遺構表現ゾーンや広場ゾーンについては、説明板による遺構解説を行って公開し、大友氏遺跡にちなんだ様々なイベントの会場として一体的な活用を図るとともに、歴史文化観光拠点施設も併せ大友氏遺跡を学びながら一日を通じて公園内を満喫できる場としていく。また、これらのゾーンは、市民が日常的にも利用しやすい憩いの場として、さらに地域活動の場として公開するものとする。夜間に関しては、早朝や薄暮時における地域住民の利用を考慮し、園内の通路を含め、立ち入りには制限を設けないものとする。

④全域公開(唐人町域供用開始:令和23<2041>年度)

唐人町跡の整備終了とともに第1期整備が完了し、全域が供用開始となる。唐 人町跡は復元した建物内部で、かつての暮らしの様子を表現する場であることか ら、中心建物域・庭園域と同様に夜間は閉鎖することを原則とする。

唐人町跡に接する利便施設Aと歴史文化観光拠点施設に併設する利便施設Bの駐車場はそれぞれの施設の施錠と併せて夜間は閉鎖し、史跡地・利便施設ともに基本的には昼間を主体とした公開・活用を図る。

(2) 活用

①復元された建物等の活用

発掘調査では、「作法日記」に見られる行事や儀式に使用されたと考えられるかわらけが大量に捨てられた痕跡が、中心建物域の周辺で見つかっている。戦国大名館で文献史料に記された内容と発掘調査の成果が一致して確認されることは稀であり、大友氏遺跡の価値を高めるものといえる。大友館は戦国時代の文化を学ぶことができる貴重な場であることから、復元建物内で、「作法日記」にみられる能や獅子舞等の行事や儀式を再現し、来訪者が歴史空間体験できるよう活用を図る。

さらに、年中行事の再現を主としながら、市民の冠婚行事等のライフイベント、 歴史題材にしたコンサートやイベント等の多目的な利用についても積極的に検討する。

②情報発信

情報発信については、整備の進む大友氏遺跡を核とし、大友氏 400 年の歴史を活かした、市民一人一人が幅広い世代に対して大友氏の魅力を発信する広告塔となる取組を推進していく。

歴史文化観光拠点施設が整備されるまでは、南蛮BVNGO交流館を拠点に「豊後王・大友宗麟に出会って、触れて、よくわかる」のキャッチフレーズの下、大友氏遺跡や大友宗麟の功績、工夫を凝らした展示やVR映像等で解説し、引き続き、大人も子どもも宗麟が生きた時代の歴史や文化を体感できるガイダンスとして運営を行う。また、ホームページやSNSを通して大友氏や南蛮文化の紹介やイベント・活動の告知、大友氏館跡庭園の季節毎の見どころ等についても情報発信をしていく。

大友氏遺跡史跡ボランティアガイド・FUNAIジュニアガイドの活用も継続的に取り組むこととする。大友氏遺跡史跡ボランティアガイドについては、大友氏遺跡全体のガイドを行う等、知識の維持・向上を図りつつ遺跡全般の魅力を体感できる幅を持ったガイド活動へとつなげていく。その際は、本市が運営する歴史ガイド組織の整理・調整等も検討する。

大学や市民団体、他市町村との連携による事業も増えていることから、大友氏遺跡の整備に連動したまちづくりの推進及び地域振興、観光振興の活性化に繋がる活動を検討する。

観光客や歴史愛好家の来訪を促す取り組みとして、大分県文化課・同県立埋蔵文 化財センター・同県立歴史博物館・同県立先哲史料館等との連携を強化し、積極的 なプロモーションを進める。

さらに、整備事業が長期に亘ることから整備過程についても積極的に公開し、整備に伴う発掘調査や整備工事の実施に際しても、来訪者が積極的に関与できるような体験型のプログラムを準備する。

③学校教育との連携

大分の未来を担う子ども達に、大友氏遺跡への理解と愛着の醸成を促すため、長期的な視野に立って学校教育との連携を図っていく。平成 25 (2013) 年度から市内全域の小学校 6 年生を対象に実施している社会科副読本『府内から世界へ 大友宗麟』を活用した授業を継続するとともに、郷土の歴史、とりわけ大友氏遺跡の価値に触れ学ぶ機会を提供するため、歴史文化観光拠点施設を基点とし、教育現場と連携したソフトプログラムの充実を図るものとする。これらの計画にあたっては、日常的に児童生徒の指導に携わっている教育関係者等、学校側と連携を図りながら行うことが望ましく、学校が利用しやすい環境に配慮した整備を行う。

14. 整備後の管理運営計画

(1) 施設の維持管理について

中心建物域・東外郭域の整備が完了するまでの間は、史跡地の一般的な管理として除草作業・清掃、大友氏館跡庭園の維持管理(植栽・設備機器・水質・景石の状態等)、南蛮BVNGO交流館の設備点検、清掃、修繕といった管理が想定され、来訪者が快適に過ごすことができる空間を維持するための対策を講じる。

大友館東側の整備が完了すると、それまでの管理内容の他、復元建物の清掃・点検・修繕・セキュリティーや樹木・地被植栽の管理、利便施設用地の維持といった項目が加わる。ただし。復元建物の管理については、整備・設計内容が具体的になる段階で検討を行っていく。令和 18 (2036) 年度以降は拠点施設の管理運営が想定されるが、内容については拠点施設の整備が具体化する過程において、官民の役割分担を整理して、指定管理等の民間活力を効果的に活用できる手法を検討する。また、館西側が憩いの広場として供用が始まることから、芝や樹木管理、落葉等の清掃作業が必要となる。令和 23 (2041) 年度になると唐人町跡の復元建物の点検・清掃・修繕や緑地管理等が加わる。

(2) 管理項目

大友氏遺跡の管理運営は、基本的には大分市教育委員会教育部文化財課が関連各 課の協力のもとで業務全般を担当するが、適切な業務委託や指定管理の導入を含 め、効果的な方法を検討して実施する。

復元整備を行わない史跡地及び利便施設の管理運営については、一般的な公園管理に準じ、大分市がNPOやボランティア団体等の民間組織に委託して行うことを基本とする。そのため、中期計画の進展にあたり、こうした団体の育成にも積極的に取り組む。

史跡地及び歴史文化観光拠点施設(以下、「拠点施設」)で行う企画やイベントについては官民協働で実施することを積極的に検討する。

庭園域の供用開始後から当面の間は暫定公開期間として料金は無料で公開している。ただし、歴史公園内の諸施設の料金徴収の考え方については、中期整備期間中に詳細に検討を行い決定する。